

○小山町週休2日推進工事实施要領

令和6年5月17日

告示第84号

(目的)

第1条 この要領は、建設業界において、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることから、小山町が発注する工事における週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。この場合において、現場閉所率が28.5パーセント以上を4週8休以上とする。
- (5) 完全週休2日（土日） 対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、あらかじめこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。
- (6) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場

閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

（7）通期の週休2日 対象期間の現場閉所率が28.5パーセント以上の状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日を確保する工事（以下「週休2日推進工事」という。）の対象は、土木工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表により積算する工事と、小山町が発注する建築工事（建築設備工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事を除く。なお、（3）により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じ対象とすることができる。

（1）施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事

（2）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等

（3）町長が対象工事に適さないと判断する工事

（発注）

第4条 発注者は、小山町週休2日推進工事特記仕様書（別記様式）を添付し、完全週休2日（土日）（治山林道必携により積算する場合は4週8休以上）の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第5条 週休2日推進工事の実施方法は、次のとおりとする。

（1）受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（以下「計画表」という。）を監督員に提出し、これに基づき施工する。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

（2）受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の計画表を監督員に提出する。

（3）監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（4）前3号で掲げる事項については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第6条 発注者は、静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この告示は、令和6年5月31日以後に発注する工事に適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事に適用する。

小山町週休2日推進工事特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、小山町週休2日推進工事実施要領に基づき、週休2日推進工事の実施に伴い必要となる事項を定めるものである。
- 2 週休2日の考え方は、次のとおりとする。
 - (1) 週休2日
対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。
 - (2) 対象期間
工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
 - (3) 現場閉所
対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
 - (4) 現場閉所率
対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。この場合において、現場閉所率が28.5%以上を4週8休以上とする。
 - (5) 完全週休2日（土日）
対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。
 - (6) 月単位の週休2日
対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
 - (7) 通期の週休2日
対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
- 3 実施方法は次のとおりとする。
 - (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
 - (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

別記様式（第4条関係）

（3）監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

4 費用の計上

発注者は、静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。